

第4回静岡市障害者自立支援協議会 会議録

- 1 日時 平成21年3月26日（木）午前10時00分から正午まで
- 2 場所 静岡市葵区城内町1番1号
静岡市中央福祉センター3階 大会議室
- 3 出席者 (委員) 牧野善浴委員、山本忠広委員、堀義博委員、大塚司委員、山倉慎二委員、児玉順子委員、原田行造委員、熊谷貴世志委員、青山登志夫委員（会長）、杉山昌弘委員
(事務局) 寺前福祉部長、久朗津保健衛生部長、栗田参与兼障害者福祉課長、柴田参与兼精神保健福祉課長、白井葵福祉事務所障害者支援課長、前浦駿河福祉事務所障害者支援課長、内田清水福祉事務所障害者支援課長、久保坂児童相談所長
障害者福祉課 西澤参事、下山主任主事
精神保健福祉課 薮田主任主事、山本主事
障害者更生相談所 竹田統括副主幹
学校教育課 春日井指導主事
静岡市桜の園 石橋 いづみ氏
静岡市支援センターなごやか 渡辺 博美氏
静岡市障害者協会 中川 ちひろ氏
- 4 議題 (1) 静岡市障害者相談支援事業の実績等について
(2) 障害者相談支援と就労支援との連携について
(3) 静岡市相談支援事業者等における取組みについて（事例検討）
- 5 傍聴者 一般傍聴者 0人
報道機関 0社
※ 議題（3）については、非公開にて実施。
- 6 会議内容
(午前10時00分 開会)
(司会より事務連絡)
(寺前福祉部長 挨拶)
静岡市保健福祉子ども局福祉部長の寺前でございます。
本日は、年度末の非常にご多忙のところを、第4回静岡市障害者自立支援協議会のためにお集まりいただきまして、厚くお礼を申し上げます。
静岡市障害者自立支援協議会は、障害のある人の相談支援事業全般につきまして協議・総括する

場といたしまして設置したものでございます。本協議会の下部機関であります「静岡市障害者相談支援連絡調整会議」における協議・サービス調整などを通じ、静岡市における相談支援事業の取り巻く課題についての検討を重ねてまいりました。障害のある人の相談につきましては、特に窓口の連携や支援機関へのスムーズな引継ぎが大切になっておりますが、会議を通して連携の輪が広がり、静岡市の関係機関が一体となって支援に当たる体制が構築されつつあるものと確信しております。

また、昨今の相談支援では、特に就労へ向けた支援が求められておりますが、これは障害のある人の自立のためには欠くことのできないものであり、今後、ますます重要性が増してまいります。本日は、この後の議題で静岡市における就労支援の取組みにつきまして、皆様にご審議いただきたく存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ところで、本日の協議会は、2年間の任期の最後の協議会となります。委員の皆様には、これまでの事業の取組みにつきまして総括していただくとともに、今後の相談支援体制のあり方など、それぞれのお立場からご意見を頂ければ幸いです。

以上、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

(司会より事務連絡)

(司会)

さて、資料1「静岡市障害者自立支援協議会設置要綱」をご覧ください。要綱第6条第2項によりますと、「協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」とされております。本協議会の定数は15名ですため、定足数は8名となります。本日は、11名の委員にご出席ということですが山倉委員、山中委員がまだですが、本日ただ今9名が出席ですので会議が成立していますことをご報告いたします。(山倉委員はこの後、入室。山中委員は欠席。) それでは、これより先の議事につきましては、要綱第5条第4項に基づき、会長に議長として進行をお願いしたいと思います。青山会長、よろしくお願ひいたします。

(会長)

年度末、煩雑な時期にお集りいただきありがとうございます。議事に先立ちまして、会議の公開についてお諮りいたします。お手元の「次第」をご覧ください。

本日、傍聴者はいらっしゃいませんが、議題のうち、「(1) 静岡市障害者相談支援事業の実績等について」及び「(2) 地域生活支援部会における取組みについて」については、公開したいと思います。

また、「(3) 静岡市相談支援事業者等における取組みについて(事例検討)」については、静岡市情報公開条例第7条第1項第1号にて規定される非公開情報、つまり個人情報が含まれることから、(3)の議事につきましては非公開したいと思います。会議終了後に(3)に係る資料の回収をしたいと思います。

ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしと発する委員あり)

(会長)

ありがとうございます。

(1) 静岡市障害者相談支援事業の実績等について

(司会)

事務局より、静岡市障害者相談支援事業の実績等について、ご報告をいただきたいと思います。

(障害者福祉課 西澤参事)

静岡市保健福祉子ども局福祉部障害者福祉課の西澤でございます。

ただ今より、静岡市障害者相談支援事業の実績等につきまして、ご説明させていただきます。

資料3「静岡市障害者相談支援事業の実績等について」をご覧ください。

最初に、静岡市障害者相談支援連絡調整会議についてでございます。

3ページ目以降は、この連絡調整会議における実績といたしまして、毎月の会議で検討された事例とその後の経過等を記載させていただいております。今回の報告では、特に調整会議において協議・調整しました事例について、主訴及び課題とその後の経過を掲載させていただきました。

8ページ及び9ページをご覧ください。ただ今、ご紹介いたしました事例を、一覧表にまとめたものでございます。この中で、特に最近の事例検討によって顕在化された課題が、テーマ別に5つほどございます。

まず、はじめに強度行動障害のある人の受け入れ施設が少ない問題があります。これにつきましては、例えば7月で検討した事例のように、短期入所での受け入れを調整することで、支援を継続しております。

次に、高次脳機能障害のある人への支援に関する問題があります。特にこれら障害のある人の日中活動の場や就労支援については、まだ支援に関するノウハウが少なく、支援する人材の育成などといった体制の確保が必要だと考えております。

3番目に、家庭の事情により、適切なサービス利用につながっていないケースのある事例があります。こういった場合は、権利擁護事業などの連携が必要だと考えております。

4番目に、精神障害のある人の地域移行の問題があります。ただ退院するだけではなく、退院前から計画的に支援のメニューを作成し、就労などといった自立に向けた取組みをつなぎ目なく続ける必要があります。

5番目に、山間地においてサービスの利用が困難な人への支援の問題があります。特に、山間地で孤独に暮らす障害のある人について、地域連携の枠組みを活かした支援が求められております。

これらの課題につきましては、課題に係る特に困難な事例を、後ほど委員の皆様にご検討していくことを予定しております。

二番目の報告に移らせていただきます。10ページ、11ページをご覧ください。

平成21年度以降の連絡調整会議の運営についてでございます。

これまで2年間、1市1組織で運営してまいりました連絡調整会議につきまして、平成21年度より各行政区単位での開催をし、地域に密着した協議・サービス調整により、地域連携システムの構築を目指していきたく考えております。

実施方法につきましてですが、従来通り相談支援事業者を中心に、必要な関係機関で構成し、会議を定期的に開催していきたく考えております。

回数につきましては、平成21年度は各行政区で4回ずつの開催を目標としておりますが、開催頻度や開催月につきましては、各区の開催状況などを勘案しながら、随時、見直しを図っていきたく考えております。

三番目の報告に移らせていただきます。

12ページをご覧ください。就労継続支援事業の更新申請の可否の検討についてでございます。

障害福祉サービス「就労継続支援事業」につきましては、その更新申請、つまり2回目以降の利用の際には、今までの訓練状況や今後の見込み等を勘案し、第三者機関による検討を踏まえまして、サービス支給を決定することが求められております。

静岡市におきましては、連絡調整会議において就労継続支援事業の更新申請の可否の検討を実施しておりますが、その実績を報告させていただきます。

平成20年度の検討状況は、3月分までで197件あり、2月分までの136件について、すべて更新が妥当であるという結論となっております。ただし、一部の事例につきましては、例えば利用率が低いとか、逆に訓練状況が優秀なので一般就労に繋げられるように努力されたい、などといった意見が附された結果となっております。

しかしながら、②に記載させていただきましたが、特に利用率の観点で必ずしも十分な訓練効果があがっていない事例も見受けられており、通所しやすい環境の整備や、具体的な支援計画の必要性が求められていると考えております。これらの課題について、特に相談支援事業者が中心となって、環境調整や支援計画の策定などを行っていく必要があると考えております。

以上、簡単ではございますが、これで「静岡市障害者相談支援事業の実績等について」の説明を終わらせていただきます。

(会長)

全体的な実績について報告がありました。

次に、昨年から、この協議会の中に生活支援部会を設置をしております。部会の取り組みについて、障害者協会よりご説明をお願いいたします。

(障害者協会 中川氏)

地域生活支援部会の取り組みについて、ご説明申し上げます。

私は、静岡市障害者協会の中川ちひろです。

さて、今年度の初めより、地域生活支援部会の設置のための準備を進めてきました。前半に構成メンバーの決定、依頼などを行って、8月に第1回の部会を行いました。

地域生活支援部会の目的は、前回の自立支援協議会でご説明のあったとおり、「障害者の地域生活支援を推進していく上での課題等について、相談支援事業における事例等を通じて把握し、不足している社会資源やそれを満たすための方策を検討すること」であり、「それを通じて、自立支援協議会の職務である「障害者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等」を図ること」です。

構成メンバーは、相談支援機関が三障害で3人。当事者団体の代表として、三障害で3人。居宅支援事業者として、身体と知的の事業者、精神は権利擁護の観点から、「市社協の権利擁護センター」にお願いしました。

行政として、障害者福祉課、各行政区障害者支援課、精神保健福祉課などが入り、事務局として、障害者協会が担当しています。総勢13名程度の部会で、連絡調整会議の前の時間を利用して開催しています。

8月から2ヶ月に1回の予定で始めましたが、課題の洗い出しに手間がかかり、9月、11月、

1月、2月と計5回となりました。資料4は、その結果をまとめたものです。

資料4に沿って、ご説明申し上げます。

1として、「これまでに洗い出された課題・テーマ」があります。

(1)の「連絡調整会議で洗い出された課題」とは別に、(2)の「当事者などから指摘されている課題」があり、区別しました。

特に(2)の課題は、「相談支援機関に相談として挙がってこない課題」だが、「当事者団体としては困っている課題」であり、当事者団体からの強い意見として、自立支援協議会でも話し合っていただきたいということで、ここに上げさせていただきました。

特に、精神障害の「家でプラプラしているが、誰も困っているとは言わない」ことに対して、今後どう対応するのかは、ぜひご意見をお伺いしたいと思います。

また、精神障害を含めた「地域移行」については、施設や病院から地域に出す力や支援はあっても、地域で受入れる受け皿や仕組みや人材については、議論があまりなされていないことが、課題だと挙がっています。

そのほか、個別に挙げると時間が掛かりますので、資料をご覧になってください。

2の「課題の整理」については、いろいろな切り口があると思いますが、「どんな課題解決の方策がありそうか」という視点で、試しに分類してみました。

(1)は調整・連携で何とかなりそうな課題、(2)資源の増加、改善が必要な課題、(3)新しい資源の開発が必要な課題と(4)その他、解決が難しい課題に分けてみました。ご異論がある場合は、ご発言をお願いし、ご教授のほどお願います。

3では、具体的対応の選択肢として、(1)21年度の部会として新たに設けるか、(2)部会内の分科会などで対応するか、(3)プロジェクトチームを組むか、(4)現状の強化、つまり相談支援機関の強化として対応するなどから、ご意見いただこうと思います。ただ(3)のプロジェクトチームを組むほど、具体的になっている課題はないので、来年度はまだ早いかと感じています。

部会の中で具体的には、「住まいの場の分科会」を設けたらどうかという意見が出ています。つまり、グループホーム・ケアホームが必要なのに、あまり増えないという現状に取り組もうというものです。実は住まいの話は、連絡調整会議のケースとしてはあまり採り上げていませんが、当事者団体からは大きな課題であり、これまで相談としてあげてもいいものかどうか悩んでいたので、挙がっていなかったとのことでした。

行政の障害福祉計画にも数値目標がありますが、今後はニーズが増えるが取り組む事業者がでてこない可能性があり、できたら個別に取り組みたいとの意向です。

また、精神障害の方からは「退院促進事業」から「地域移行支援事業」に変わるので、精神障害の地域移行、地域の受け皿づくりを具体的に協議したいとの意見もあります。

以上です。委員の皆様でのご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(会長)

ただ今のご説明に対しまして、何か質問等はございませんでしょうか。

(牧野委員)

連絡調整会議の取りまとめをしているので、補足をします。地域生活支援部会は、その前の連絡調整会議の報告も含めて、以前の会議で、青山先生から課題を数値化するなり、分かるようにしていただきたいと発言がありました。

難しいので(端的に申しますと)、今回、地域生活支援部会の最初の課題で言っていますように、

相談支援に上がってき、連絡調整会議の中で話しあっている議題が、当事者団体の抱えている議題と違う部分があります。数値化すると一人歩きする可能性があって、それよりも課題やテーマごとに列挙したほうが良いと思い、このような形で出しました。

地域生活支援部会の中で、事業所、相談機関、当事者団体、行政も含めて意見交換しました。今回のテーマは課題の洗い出しが大きな目標だったので、時間がかかりました。自由な発言があったところが、固有名詞で誤解を生じる発言で、立場ごとに違う内容だったりするので、公開できるような議事録は作成していません。数値化と自由な発言をしたがために、議事録の作成ができなかつたことをご容赦いただきたいと思います。

地域生活支援部会では、施設や病院等から地域に移行させるのは（それほど）難しくないと感じています。地域の生活で受け入れて、その人らしく生活するための支援を、どういうふうに組み立てたり、作ったり、継続していくかは、じっくり取り組まなければならないという話と、地域側も支援チームを作って受け入れる、又は、受け入れが難しければ1回戻すような形ができたら良いという話は出ています。その形をどういう形にしたら良いかは時間がかかりそうなので、今回は提案としました。

(会長)

連絡調整会議については来年度の提案もありますが、生活支援部会の平成21年度の方向性の提案がありました。

連絡調整会議も生活支援部会も、自立支援協議会の対応として困難事例をどう解決したら良いかが、ネットワークの中で解決していくというのが一つの役割の観点からいうと、重たい事例ばかりで難しい、何もできない、資源がないと結論づけているケースがほとんどですが、事例検討して、こういう資源についてのマネジメントできて、自立生活を過ごしていますというような、ここでの議題に挙がって困難な状況があったが、それぞれ関係機関の役割の中で自立生活につながっている、継続している事例はありますか。

解決困難でとどまるのがこの協議会の役割ではない、と思います。前提となる協議をし、マネジメントをする中で改善されたケースはありますか。

(障害者協会 中川氏)

成功例は少ないですが、連携してうまくいったケースは現在進行形です（あります）。知的と聴覚障害を持っている人が、認知症の父と精神障害の兄と三人で暮らしている。兄はサービスを利用していない。第17回、平成20年10月28日の事例で、自宅に居るときは色々な問題がありましたが、本人は施設入所し、体調が回復してきたということで次のステップを考えています。兄と父は自宅にいますが、関係機関が連携して少しづつ改善しています。

(会長)

継続支援の中で改善の兆しが見えている事例も少なからずある、という認識で良いと思います。2年間の調整会議で事例検討しましたが、それぞれの事例がほぼ継続支援になっています。相談支援事業者や行政を含めて、抱えている。来年、再来年はますます困難事例の山が高くなって、いつまで継続支援ですか、という課題を抱えるのではなかろうか。協議会の役割として、相談支援事業者の水準、役割、評価の問題が出てくるのではないかと思います。それが自立支援協議会の大きな課題だと思います。件数が伸び、困難事例を抱えている人がいつまでも継続支援で良いのか、資源の開発、醸成、それが限界限り自立生活が困難だ、と生活支援部会の中の課題に出てきています。

相談支援事業者の力量、事業者を中心とする自立生活へのネットワーク、役割を踏まえながらの調整の役割と、同時に行政の下支えが重要だとこの報告を受けて感じます。

資料10ページで、来年度の連絡調整会議の案が提供がされています。区を基準に事例検討を行っていきます。ご了解を得る必要があると思います。三つの区に分かれる意味合いは大きいと思いますが、静岡市全体の水準化との関係で、区が取組むことと、共通化して取組むことになるかと思いますが、どこが区の特性なのかという検討はされていますか。

(障害者福祉課 下山主任主事)

区の調整会議と市全体の相談支援のあり方は11ページの資料の通り、区の調整会議を実施していく一方、自立支援協議会の枠組みは全市で行なっていきたいと考えています。一方で、相談事例の中には、複数の区にある関係機関が連携しなければならない事例もたくさん出てくると思われますので、行政区の枠組みを基本としつつ、他の区の関係機関との連携も図りながら、広域的な対応をしていくことを目指していきたいと思います。また、課題の取りまとめの作業、特に全市に普遍的な課題については、課題検討を行う自立支援協議会の役割も重要になってくると考えています。地域レベルから全市レベルまでを見据えた相談支援を実施していきたいです。

(会長)

生活課題が見えるのが区、もう少し身近な生活圏だと思っています。少なくとも区段階で関係機関が横にネットワークを組む方向性は、必然的な経過かと思います。区で行う連絡調整会議の中での相談事例の検討はいかがでしょうか。

(牧野委員)

連絡調整会議を運営している協会としては、現在の連絡調整会議は30を超える団体が集まって事例や就労継続支援事業の更新の検討をしています。

相談支援事業者は約半分、行政と当事者団体があつて、サービス提供事業者が二つしか出てきてないのが実態です。これ以上増やすのは、会議としての適正規模から外れます。必要なら事業所を呼んで対応していますが、全市でやるには限界があります。3区に分けたときには、同じ事業所が定期的に出てくるのか、具体的に詰めなければなりませんが、その事例に関わる事業所が出てきて説明してもらうことで、よりそのケースの議論が深まったり、実態がわかるということになって、次の課題の解決に向けてのことができるのではと期待しています。共通の内容、例えば就労支援の検討などについては、調整が必要になってくると思います。

会長がおっしゃったように、うまくいきそうな事例については今日の後半に発表します。山間地事例は、相談支援事業者だけでなく地域包括、地元、地区社協も絡めてうまく展開できそうな話も出てきますので、今後うまくいきそうな事例から学んで、相談事例の対応を充実させていきたいです。

(会長)

困難事例が多く、量的なことを意図しながら、実質的な対応を取っていかなければならない。どんな事例を類型化できるか、区段階で連絡調整会議が行われると同時に、生活支援部会が抱えている課題を3つの区の連絡調整会議に繋げていくのか。提案されている精神の生活支援部会と併せて、区段階の連絡調整会議との連携をより密にしなければならないと思います。来年度もご尽力いただきたいと思っています。

(2) 障害者相談支援と就労支援との連携について

(会長)

引き続きまして、2番目の「障害者相談支援と就労支援との連携について」を議題といたします。
事務局より資料の説明をお願いいたします。

(障害者福祉課 下山主任主事)

静岡市保健福祉子ども局福祉部障害者福祉課の下山と申します。

これより、障害者相談支援と就労支援との連携につきまして、ご説明させていただきます。資料5「障害者相談支援と就労支援との連携について」をご覧ください。

障害のある人の就労支援につきましてですが、これは障害者自立支援法における理念である「自立した日常生活又は社会生活を営むこと」を実現する手段の一つといたしまして、就労の可能な人について、その能力に応じた就労を行うための支援を行うことが求められております。

1ページをご覧ください。

就労支援の体系でございますが、まず、障害のある人の職業能力を伸ばすための職業訓練・職業能力開発から始まり、具体的な職業紹介・斡旋、採用試験・面接などへの同行支援、さらには採用された後の定着支援、いわゆるアフターフォローなどがございますが、これらをつなぎ目なく、一体となって支援していく必要がございます。

また、現行制度における障害者就労の形態でございますが、訓練的度合いの強い福祉就労から、一般の雇用の何ら変わりのない就労まで、様々なメニューがございます。

障害のある人の就労支援につきましては、特にその特性に合わせた個別の対応が求められることから、相談支援事業者における相談・個別支援計画の策定・支援の進行管理などが求められております。

2ページをご覧ください。

まず、相談支援事業者における取組みですが、相談支援事業者では、個別支援計画の策定、就労に関する関係機関との連絡調整、支援の進行管理などを行っております。実績としましては、総相談件数17,071件に対し、就労に関する相談支援が1,246件となっております。

3ページをご覧ください。

専門的な相談支援事業者であります、障害者就業・生活支援センター及び発達障害者支援センターにおける取組みにつきましてでございます。

まず、静岡県が社会福祉法人明光会に委託して設置しております、障害者就業・生活支援センターさつきにおける実績でございますが、現在、201人の方に対して支援を行っております。相談件数としましては、就業関連が多いものの、生活関連に関する相談も多く、障害のある人の就労を支えるための生活に関する支援も多く行っていると伺っております。

発達障害のある人への支援を専門的に行う静岡市発達障害者支援センターにおける取組みでございますが、こちらも発達障害のある人の特に成人期における支援としまして、就労支援を行っており、同行支援や職業訓練支援などを行っております。

4ページでございますが、昨年度より公共職業安定所、ハローワーク様のご協力を得まして、静岡市において行っております「障害者就労ワンストップ相談窓口」でございます。こちらは、月に1回、区役所内に窓口を設置し、ハローワークの職員と静岡市障害者協会の職員が、具体的な就職

に関する相談を受け付けております。こちらの相談も、就職に結び付けられるものがある一方、生活全般を含めた支援が必要な事例も多くなっております。

これらを踏まえての課題でございますが、5ページをご覧ください。

まず、生活支援との一体的な取組みでございます。先ほど来、申し上げておりますが、就労を目指される人の中には、例えば基本的な生活習慣が身についていないなどといった、生活全般の改善を図る必要がある事例が多くございます。このため、事前準備も含め、トータルな支援とそのための具体的な計画が必要とされております。

次に、就労に対する動機付けでございます。就労を希望される人の中には、ただ漠然としたイメージしか持っていないケースなどがあります。このような場合は、まず就労することについてのイメージを持たせ、具体的な行動を起こす動機付けを持たせてあげる必要があります。

3番目に、職業能力の開発がございます。障害のある人が、その能力をいかせるよう、各種職業訓練などを通じて、職業能力を開発していく必要があります。また、自分の能力を客観的に見つめ直すことも、その後の就労目標を立たせる上で有効であります。

4番目及び5番目は、実際に就職した後の支援でございます。障害のある人の就労は、就職することが目標ではなく、継続的・持続的に就労を続け、安定した生活を送ることが重要となってまいります。このため、就職直後に「アフターケア」を集中的に実施することで、職場定着を促していく必要があります。一方、やむを得ず、就労の継続を断念した人へのフォローアップも重要です。一度、就労に失敗しますと、その後の再就職が困難になってしまう事例は多々ございます。このため、4番目のアフターケアと合わせて、やむを得ず離職された人に対し、他のサービスへの利用転換や再チャレンジのための環境を整えてあげる必要があります。

以上、課題を何点かあげさせていただきましたが、これらの支援に相談支援事業者が果たす役割は非常に大きいものがあると思われます。特に、計画策定や進行管理などといったものは、障害のある人の就労に欠かすことができません。また、障害のある人が就労するためには、本人が具体的な就労のイメージを持ち、そのための目標を持つ必要がございます。このため、具体的な訓練などを通じた職業能力の開発が重要なものとなってまいります。

6ページをご覧ください。

今回、情報提供という形になりますが、先ほどの障害者の職業能力開発の点で、厚生労働省のモデル事業であります「障害者職業能力開発プロモート事業」についてご紹介させていただきます。

この事業は、障害のある人の就労へ至る過程といたしまして、教育・福祉・医療・保健等の支援からの職業訓練へのアクセスを容易にし、もって障害のある人の職業訓練を推進していくための事業でございます。

事業につきましては、障害者職業能力開発推進基盤を構築するための取組み、障害者職業能力開発に関する周知・広報、都道府県と連携した障害者委託訓練等の推進などを実施することとされております。また、この事業を実施する中心者として、障害者職業能力開発プロモーターの配置が求められております。

静岡市におきましては、障害のある人の就労支援を推進していくため、相談支援機能をいかした就労支援を図っていくことに合わせまして、就労の基礎となる障害者職業能力開発の推進を図るため、プロモート事業も含め、効果的な職業訓練のあり方についての検討を行ってまいりたく考えております。併せて、事業に対するニーズや実施に必要な資源の把握にも努めていきたいと考えております。

以上、障害者相談支援と就労支援の連携についての説明とさせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。障害者相談支援事業という視点の中で、「働きたい」という相談が1,200件の要望を受けて障害者就労という視点から見たときに、労働行政とのネットワークがプロモート事業のポイントかと思います。今の現状について、障害者職業センターの児玉委員からコメントをいただけませんでしょうか。

(児玉委員)

障害者職業センターの児玉と申します。

相談支援事業者のところに「働きたい、就職したい」といったキーワードで相談に来るのを、改めて認識をしました。私どもにも相談支援事業者の方から、そういったことでその後の就労支援についての依頼がありますが、就労の前に整理しなければならないことが多い事例があります。そのところの整理を相談支援業者の方がしていただいているケースに関しては、その後の就労の面接に向けたトレーニングであるとか、ジョブコーチなどに繋がりやすいということがありまして、その場合は課題の整理が一つとかなめとなり、その後の支援に繋がっていくものだと痛感しております。一方、相談の中でなかなかそこが深まらない方に関しては、広い意味でいいますと、障害者職業センターで相談を受けて、フィードバックをしていくことも、職業理解を促す一つの方法ではあるかとは思いますけれども、事前の整理をする際には、相談支援事業者に協力をいただいていまし、これからはますますそういうところを整理していただきますと、その後の就職に繋がっていくのではないかなと思います。

発達障害あるとか、高次脳機能障害ある方の就職というのが、なかなか進んでいないといいますか、就労支援もそうですし、おそらくその前の部分といったような、通う場がなかったとか、生活支援が十分に整っていないといふことで、(障害者職業)センターにも発達障害の方で、訓練、訓練というのは職業能力開発ではなくて、準備性の訓練なのですが、来られる方がいらっしゃいまして、その後の就職になかなか繋がっていないという現状があります。高次脳の方でも、どちらかというと復職を目指すケースが何件かありますので、また時間があればご紹介したいと思います。

(会長)

雇用契約を前提とする就労の中で、今、児玉委員からは、面接までいく支援の重要性を指摘いただいたんだろうと思っています。例えば履歴書の書き方一つをとってもどうなのか、面接のトレーニングをして面接に行っているのか、というような雇用を前提とする事業所に面接まで行く、そのことがしっかりできるような支援が大事だとの指摘ですが、実績はありますでしょうか。

堀委員のところでは、そういう就労へ向けた支援を行っていらっしゃると思うのですが、どうでしょうか。

(堀委員)

私どものところでは、基本的に居場所作りとか、地域交流みたいな形でスタートしています。その中で、相談する人の中には働きたいという人が数多くいらっしゃって、今年度も(地域生活支援センター)おさだでハローワーク静岡と連携して、ジョブガイダンス事業を行ったのですが、面接の受け方、履歴書の書き方等々で、そこからアルバイト、就労移行へ進む。それから、改めて自分の生き方みたいなものを見つめ直す人も出てきて、一部、病状を崩されたり方もいらっしゃいますが、それ以外にも、例えば作業所等を辞めて働きたいというところで、こちらでハローワークへ同行して、就労につながったような人もいらっしゃいます。そういった中では、働くのが大事なこと

であるのですが、病気や障害を持ちながら、というところでは、本人がなかなかそれを認めたがらないところを、こちら側でどうフォローしていくのかということが大きな課題ですし、なんで働きたいのかという不安は、当然、働きたいというところはあるのですが、その前に生活の支援、もちろんお金が欲しいとかという部分もあるのですが、それ以外で仲間作り、いろんなところで考えるきっかけ作りみたいなものが大事かと思います。もちろん、色んなところで、色んな能力を活かせられればもっと、もっと良いんだろうし、そういったところは相談事業者の力量とかに繋がると思いますし、色んな機関とか、色んな働くためのノウハウみたいなものを探っていければ良いと思います。

(会長)

山本委員。相談支援事業者の立場で、就労に関わりについてはどうですか。

(山本委員)

私どもところでは、本人を対象としたパソコン教室、料理教室、手話教室などのノウハウ、生活の技術を上げるための事業に協力しておりますけど、その一方、就労へいく手前の一般の人が生活を、社会性を身に付けるために、週一回、当事者が集まってカウンセリングをし合うような活動もしています。社会に出て長い方もいらっしゃいますので、そのような方が中心となって、新たに障害を持った方、親元から離れて間もない方、家庭の中からなかなか出て来れなかつた方を中心に、お声かけをさせていただいて、そういったところコミュニケーション技術を上げていくというような格好で。なかなかその一つのスキルが上がったにしても、会社に入ったところで人間関係が崩れてしまうことも数多く聞かれると思いますの、お互い当事者の立場から、まずは心の部分で参加してもらうような形で行っています。

(会長)

資料5について、不況の中で授産所などで製品の受注も減っている報告もあります。雇用を前提とする労働市場の中に障害者が入っていくときは、失業率5%の中でこの事業がどういう役割を果たすかは、社会政策的意味も含まれていると思います。障害者が就労する意味は大きい。面接までの入口でどのようにキャリアアップしていくのか、一般就労を前提とした雇用者側の理解が必要です。就職後、ジョブコーチを含めて、病気を抱えながら、どの程度の状況の中で本人のレスパイト的取組みが必要か、という判定を事業者はないです。支援者側がコンタクトを持っておかないと継続に繋がらないです。現場での理解や人間関係をどう調整するか、課題が多いです。

清水区の福祉利用者就労支援連絡会で本音を聞きましたが、事業者の建前は、面接は一般の人と区別しないと言いますが、履歴書の審査の段階で面接まで行かないのが本音です。就労支援事業者として、事業所までアプローチできるのか、厳しい状況になる。ハローワーク、労働行政側のネットワークで繋がなければならぬと思います。

原田委員は、当事者の立場で就労と働きたいという人たちの意識とのギャップはあると思いますか。

(原田委員)

ハローワークに行っても、障害者だと門前払いになる。その意識が皆さんの中に潜在して残っているので、相談に行かない。相談に行くのは、難しい課題だと思っています。(ハローワークの)相談体制が変わった、という啓発もなお重要になってくるのかと思います。事業者に行ける人は良

いのですが、精神の場合は、ほとんど在宅の方が多いので、そういう人が相談に行ける体制に、どういった形があればできるのかが、とういうようなところが大切かと思います。

(杉山委員)

ニート対策委員会でも、ニート問題の中でも同じような話し合いがあります。障害者のほうとも繋がりを持っていければ良いと思います。ニートはNPO法人が中心となって、丁寧な個別支援をやっています。労働と、民間の団体との関係との繋がりも必要だと思います。

(会長)

熊谷委員、現場のお立場で、何か意見があればお願ひします。

(熊谷委員)

現実に、相談支援事業者の方々に、私どもの安定所のほうにお越しいただいて、支援計画を立てながら、支援計画といいましても、事業者の方々と、この方の特性を理解するために、会議を何回か行います。やはり、本人との特性を掴んでからでないと事業者（雇用主）に売り込みに行けないという実態がありますから、また、職業安定所の現状というもの一点ありますと、少ない人数でやらなければならぬという点もありますと、なかなかこういう会議に出席するのは難しく、調整会議になかなか出られなくて申し訳ありません。

企業の理解としては、景気が落ちてきて厳しいのは事実です。今年度の障害者の就職は、前年度より3割落ちています。障害者の高年齢化、企業の求めるスキル（の高度化）、人数が少ない中の利潤追求といった現状があります。そのため、障害者の職場がなくなっている。だからと言って私どもが良しとしているわけではありませんが、求める企業のほうが厳しいので、就職に結びついていかない現状があります。

(会長)

雇用前提の就労は、一般の雇用者と同じ条件が、障害者であっても求められている。どの程度、理解をお願いするのか。支援B型、活動センターでの取り組み、既存の製品受注ができない。自主製品の開発の支援をどの程度やるのか。作った物をどう効率的に販売できるのか。県でやっているセルフセンター的な機能と連携しないと、工賃倍増にはならない。新しい製品や新たな事業を作っていく視点に立たないと、雇用拡大は難しい。相談支援事業者に、労働行政側の資源を熟知していただいて、入口までのキャリアアップ支援を頑張ってもらいたいと思います。

一点、平成21年度からのプロモート事業は、静岡市で実施するということでおろしいでしょうか。

(栗田障害者福祉課長)

プロモート事業については、本市で実施するというよりも、どうしたら効果があるものが図れるかを視野にいれて、プロモート事業実施に向けて、平成21年度には障害者福祉課と商業労政課と共同で検討していくこと、進めようとしているところです。

就労支援の問題は、本市としてもハローワークの協力を得て、窓口一本化も進めてきました。入口までの支援や課題があり、相談支援事業のあり方の検討が必要となっていきます。国でも相談支援のセンター的なものを見据えた取組みがあります。今後の動向を見ながら、本市の相談支援事業を検証しながら検討していきたいと考えております。

(会長)

厚労省のプロモート事業は、政令市が実施主体で位置付けられております。近い将来、市でも取組むということで情報提供をいただいた、ということでよろしいでしょうか。

(3) 静岡市相談支援事業者等における取組みについて（事例検討）

(会長)

さて最後の議題ですが、この協議会においては恒例となっておりますが、各相談支援事業者等における取組みの中から、特に象徴的、特に困難な事例につきましてご報告いただき、事例検討を行いたいと思います。本日は、先ほどの「(1) 静岡市障害者相談支援事業の実績等について」の中で、連絡調整会議を通じて顕在化してきた課題として、強度行動障害ある人の受け入れの問題、高次脳機能障害の人の日中活動・就労支援の問題、家族の事情による問題、退院後の精神障害のある人の地域移行の問題及び山間部の障害のある人の相談支援と福祉サービスの問題などが挙げられました。本日は、この中でも特に困難な事例といたしまして、事前に事務局及び連絡調整会議にて調整していただいた2事例がございますので、これらの事例をご報告いただき、検討してみたいと思います。まず最初は、「静岡市内における地域移行特別対策支援事業の一例」についてです。静岡市支援センターなごやかの渡辺さんより、ご説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

「3 静岡市相談支援事業者等における取組みについて（事例検討）」の議事内容につきましては、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条第1項第1号にて規定される非公開情報（個人情報）に該当しますことから、非公表とさせていただきます。

(会長)

最後に、その他ということで、事務局から何かご説明ございますでしょうか。

(司会)

特にございません。

(会長)

はい。いちおう、先ほど（福祉）部長のご挨拶の中で、2年間に渡る任期の最後の協議会ということでございました。この間、調整会議の設立、そして障害福祉計画、障害者プランというようなプランの計画にも関わったこともあります。2年の任期がここで終わるわけでありますので、本当に2年間、ご苦労さまでございました。これで、私の役割を終えたいと思っております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

(久朗津保健衛生部長 挨拶)

静岡市保健福祉子ども局保健衛生部長の久朗津でございます。

第4回静岡市障害者自立支援協議会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平成19年5月の委員就任より2年間に渡りまして、静岡市障害者相談支援事業の推進にご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

この2年間、静岡市におきましては、本協議会の下部機関として具体的な事例の調整などにあたります障害者相談支援連絡調整会議が設置され、地域連携の仕組みが構築されてまいりました。また、本日の議題にもございましたが、ハローワーク及び障害者職業センターをはじめ、就労関係機関の皆様のご協力も賜りながら、障害のある人の就労支援も進めてまいりました。

障害のある人の自立を進めるためには、相談支援の充実を欠かすことができませんが、相談支援事業者が福祉・保健・医療・教育・就労の各機関と連携し、一体となった支援を推進していくことが必要でございます。委員の皆様には、引き続きこの連携システムの構築に向けた取組みに、ご指導、ご支援を賜りますようにお願いいたします。

最後に、本委員会の運営にご協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げ、また委員の皆様の今後のご多幸とますますのご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、最後のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(司会より事務連絡)

(正午 閉会)